

環境再生・資源循環局を新設へ

環境省が
17年度

廃リ・放射能対策を統合

総政局は廃止し官房に「統括官」

環境省は17年度に、「環境再生・資源循環局（仮称）」を新設する。これまで大臣官房の廃棄物・リサイクル対策部、水・大気環境局および局長級の放射性物質汚染対処技術統括官の3部署にまたがっていた廃棄物・リサイクル対策と放射性物質汚染対策を統合・一元化する。自民、公明両党が昨年8月にまとめた東日本大震災復興加速化のための第6次提言を受けたもので、同局を中心に省を挙げて被災地の環境再生に取り組み、復興創生の一層の加速化を図る。「循環」対策を担う局の新設は、01年の同省発足以来の「悲願」だった。また、併せて、総合環境政策局を廃止し、「総合環境政策統括官（仮称）」および同グループ（同）を大臣官房に新設する。国連が採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」の課題などに対応するため、分野横断的な省全体の企画立案機能を強化する方針。

東日本大震災からの復興も16年度から「復興・創生期」に入り、新たなステージを迎えている中、与党の第6次提言では、放射性物質汚染対策について、「発災後、議員立法で成立した特別措置法を実施するため急ごしらえで整備した体制」の抜本的な見直しが必要と強調。その上で、汚染物処理の加速化に向け、災害廃棄物対応などと合わせた推進体制の一元化・充実を図り、柔軟かつ突破力に満ちた解決力の向上を目指した組織改革を検討すべきだとしていた。

新設する環境再生・資源循環局には、現在3部署にまたがっている除染、中間貯蔵、指定廃棄物の各担当参事官および同技術統括官付参事官を集約。また、次長のほか、廃リ部企画課の事務をほぼ引き継ぐ「総務課」、同廃棄物対策課の事務と放射性廃棄物対策を引き継ぐ「適正処理推進課」、同産業廃棄物課の事務を引き継ぐ「廃棄物規制課」の3課を置く。

また、大臣官房に新設する総合環境政策統括官グループには、総合環境政策局総務課の事務をほぼ引き継ぐ「総合政策課」が新設されるほか、環境保健部は同グループとは別に、そのまま現在の環境計画課、環境経済課および環境影響評価課はそのまま移管される。環境保健部は同グループとは別に、そのまま

そのほか、福島環境再生事務所を地方支分部局へ格上げした「福島地方環境事務所」を新設する。